



6 月 号
八 郷 町 役 場
人口と戸数(5月末)
世帯数 5,736
人口 男 16,178
女 16,904
計 33,082

条例改正など 七議案を審議決定

○八郷町定例町議会は、六月十七日午前十時十分より柿岡公民館で開会、
予定の議案七件、即ち○専決事件の報告(茨城県町村消防団員公務災害補償組合規約の一部変更)○八郷町税条例の一部を改正する条例○昭和三十一年度八郷町歳入歳出追加更正予算○町有財産の処分(林診療所)○八郷町監査委員の選任につき同意を求めること○八郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例(八郷町国民健康保険直営診療所設置条例を廃止する条例(園部診療所)を審議、原案通り可決したが、各議案の内容のあらましは次のとおりである。

町民税所得割の税率を改正

これまでの町民税所得割は課税総所得金額の百分の七・五以内で、所得段階ごとの税率は町長が定めることになつてきたが、こんどの改正地方税法では、町の条例で定めることになつたので、この町議会に提案、つぎのように決定した。

昭和三十一年度における所得段階ごとの所得割税率表

三万円以下の金額	百分の一・六
三万円をこえる金額	百分の二・二
八万円	百分の二・七
十五万円	百分の三・一
三十万円	百分の三・八
五十万円	百分の四・五
八十万円	百分の四・九
百二十万円	百分の五・五
二百万円	百分の六・〇
三百万円	百分の六・六

税率の改正は個人の税額にどうひびくか?

歳出追加更正予算

科 目	追加更正額	明 説
役 場 費	241,000	備品(管内連絡用原動機付自轉車2台)及退職手当等
消 防 費	1,500	電氣工事費
土 木 費	935,000	県道改良工事地元負担金(上曾、片野)
教 育 費	365,000	統合小学校敷地代等
小 学 校 費	55,000	標準保護生徒教科書代等
中 学 校 費	3,500,300	新営改築費及び開校式需用費
高 等 学 校 費	22,500	保育所職員手当
社会教育費	5,000	モデル地区薬品代等
社会労働施設費	196,000	自作農貯蓄組合補助金
社会保健衛生費	6,000	報償費、印刷製本費等
産業経済費	18,800	柿岡警察派出所備付原動機付自轉車、その他
選挙費	70,100	
諸 支 出	5,417,700	
合 計	歳出累計 112,388,770	

一般会計予算

五百四十一万円を追加

歳入の財源のうち五〇〇万円を前年度繰越金、三二万五千円を繰入、九万二千円を国及び県の支出金にともめ、次のように歳出を追加更正する

国民健康保険税の税率を改正

町の国民健康保険では、保険給付を改善するために、去る三月にきめた三十二年度当初予算で、五六四万円を増額しているが、この才入財源を保険税率の改正による増税でまかなうため、この条例改正の提案となつたもので、原案通り可決された。

改正点は次のとおり

- 一、八郷町国民健康保険条例第二十九条中
- 一、所得割 百分の「〇・六五」とあるを「〇・八二」に
- 二、資産割 百分の「二・七〇」とあるを「二・四〇」に
- 三、被保険者均等割 被保険者一人につき「百円」とあるを「百二十円」に
- 四、世帯別均等割 一世帯につき「二百五十円」とあるを「三百円」に改める。

これで昨年度の保険税一世帯平均一、五五〇円を二、〇〇〇円に引き上げたことになり、約二九%の増税をするわけだが、これに見合つて給付



(写真は林診療所)

林診療所を払い下げ
町有財産林診療所の処置については、かねがね関係当局で慎重審議されていたが、原案通り可決された。
林診療所は、もと林村が農業協同組合より買取取得したものであるが、当時の未払金五十二万円をもつていたので、これとあわせて一切の債権・債務並に義務を、林農協が継承するものとし、その代償として林診療所の建物、木造二階建て・トタン葺・建坪延六五・二五坪一棟を林農協に譲渡することにしたものである。

安心して医者にか、れる 国保とするために

国保の有難味は、病気になるつたとき安心して医者にか、れることが第一。そのつぎは病気になるに健康を保つる施設(保健施設)がよくて、その恩恵を十分うけられることである。

それには医療給付費(医者にか、つたときもらう金)が多いくと、保健施設をよくすること、どちらにも当然に金がかゝりますから、その為には保険税を増額しなければならぬことになります。

本年度初頭条例を改正し、給付内容を改善したことはすでに御承知と存じますが、次の通りです。

一、昭和三十一年度特殊薬

直営 園部診療所を廃止

八郷町国民健康保険直営診療所設置条例を廃止する条例を附議、原案通り可決した。



疲労回復 寝早起も大事ですが、脂肪分のものを多くとるべし、小魚、大豆、野菜、果物がいつも絶えないように、献立に工夫をすることが、夏には特に必要です。

写真、廃止された園部診療所

小幡統合小学校敷地買収終る

小幡統合小学校の敷地は既報のとおり、大字小幡下宿地内宇ハザマにきまり、地元委員によつて買収交渉が進められていたが、さき頃、九反三畝の買収と、三反八畝の交換(代替地小幡小学校跡地)の話し合いが円満にまはり、買

納税組合照会

柿岡上宿才七納税組合
組合員十三名、現組合長九島久林さん。組合員よく一致して完全納税の責を承けていて、この組合の報償金の使い方が、こまごまの一つ、貯蓄してある報償金は、現在二七、五〇〇円で、これは組合員に報償のような不時の出費のいる事件がおきたとき、希望があれば、役員の協議で無利子で貸与し、なるべく早い時期に返済して、また貯蓄し、組合員の非常にそないておくというやり方です。

録音器と幻灯器を備付け

教育委員会では、このほど公民館設備整備のため、県の助成をうけて最新式のテープレコーダーと、幻灯器各一台を購入した。これは教務事務局で管理し、各公民館などのにもとめに応じて活用することとなる。

からかさとサイレンを寄附

園部青年会沖支部では、この春、夜警の篤志寄附など会員の勤労収入を積立てた資金から、園部中学校にからかさ三〇本、部路の消防分団に警報手廻しサイレン一個を寄附し、感謝されている。

収費九一四、六七〇円の支払を終つた。
堰を造るときは
堰の新設、改築は、土地改良法九五条の規定によつて、知事の認可をうけねばならないことになつており、その工事計画や設計内容にもいろいろの規定があり、また下流の水利関係者との関係もある。前もつて土木課と連絡して計画をたてるようお願いします
土木課

(七月一日發令)